

1. 工事・物品 共通事項

大きな変更事項はありません。

2. 工事関係

・前払金の支払用途拡大の継続（4月1日から）

平成28年7月より実施してきた前払金の支払用途拡大の継続

・前払金の上限撤廃（4月1日から）

建設工事の前払金の上限を撤廃

・建設工事に係る設計・調査・測量業務委託の前払金の追加

予定価格300万円以上（税込）の委託業務が対象

前払金の割合：請負代金額の10分の3を超えない額

・一般競争入札の拡大

予定価格1000万円以上（税込）の工事：一般競争入札

→ 予定価格 500万円以上（税込）の工事：一般競争入札

3. 物品関係

・電子入札の拡充

・一般競争入札（事後審査型）の試行

入札の透明性、競争性、公正性等の観点から、電子入札の拡充及び一般競争入札（事後審査型）の試行を継続して実施します。

（大きな変更点はありません）

年度中に変更が生じた場合は、市ホームページ内「入札・契約制度改正情報」のページ等に掲載します。

【問合せ】

行田市 総務部 契約検査課 契約担当

電話：048-556-1111（内線213・214）

FAX：048-554-0199